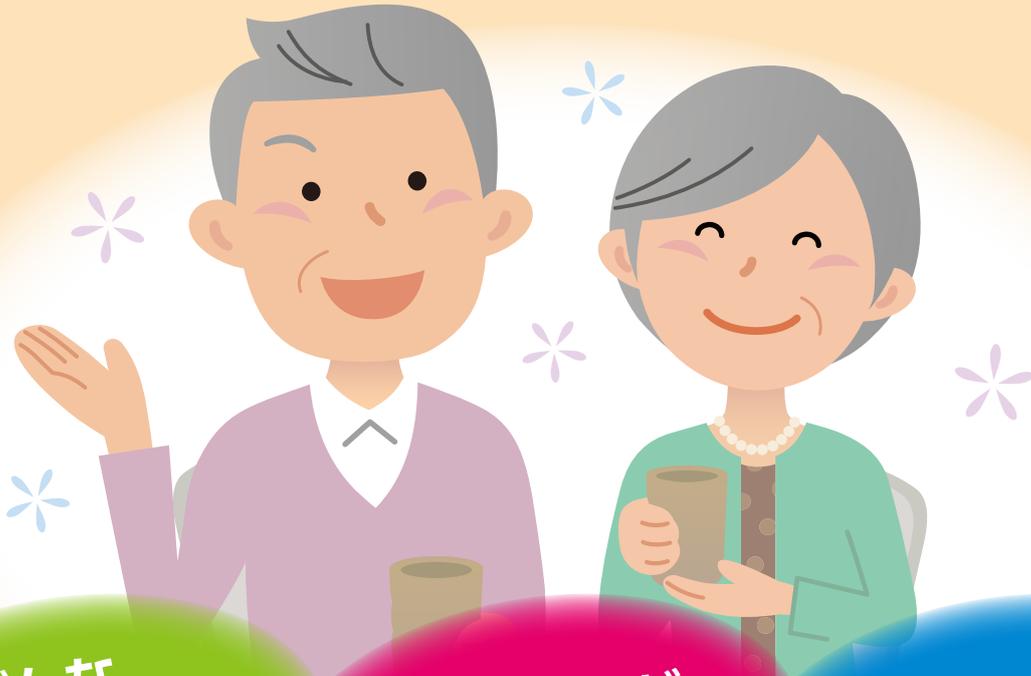


浅口市社会福祉協議会からのお知らせです。

日常生活自立支援事業（日援）

ほつと あんしん



どんな
福祉サービスが
あるのかな…

お金の管理が
心配だな…

通帳の場所は
どこだったかな…

あなたのくらしをサポートします

日常生活自立支援事業とは、在宅で生活されている、
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の
福祉サービスの利用や日常的なお金の管理のお手伝いをするものです。

ほんと“あんしん”のお手伝い

浅口市社会福祉協議会では、福祉のサービスを利用しながら住みなれた家や地域で安心して生活をするために「日常生活自立支援事業（日援）」というサービスをしています。

こんなことでお悩みではないですか？

- 福祉のサービスを使いたいけど、どうしたらいいかなあ？
- 市役所から書類が来たけど、よく分からないなあ？
- お金の使い方に不安があるので、生活できるかなあ？
- 通帳の管理が心配だなあ・・・。

毎日の暮らしの中には、分からないことや判断に迷ってしまうことがあります。「日常生活自立支援事業」は安心して暮らせるように、福祉サービスを使うことやお金の管理などのお手伝いをします。

福祉サービスとは… 高齢者や障がい者への福祉サービスで、ホームヘルプサービスやデイサービス、仕事の支援や外出の支援など、いろいろなものがあります。

どのような人が利用できるの？ ①～③のすべてに当てはまる方が使えます

- ① 契約などの判断に不安がある方
- ② このサービスを利用したいと希望される方
- ③ 日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方

※契約内容は分かりやすく説明します。

こんなときは・・・

《入院や入所》

・家やアパートなどの自宅で暮らす人のためのサービスですが、施設へ入所した場合でも利用することができます。長期間の入院や入所の場合は利用できません。

《判断ができない》

・障がいや認知症などで、契約などの判断ができない場合は、このサービスを利用することができません。
 ・このサービスが利用できない場合は、ほかのサービスや支援方法を一緒に考えます。

どんなお手伝いをしてくれる？

福祉サービス利用のお手伝い (福祉サービス利用援助)

- 福祉サービスの利用について相談をお受けし、情報をお伝えします。
- 福祉サービスを利用する手続きのお手伝いをします。
- 福祉サービスについての苦情を解決するためのお手伝いをします。

役所からの通知が来たが、よくわからないなあ



一緒に手続きしましょう。

お金の管理のお手伝い (日常的金銭管理サービス)

公共料金の支払いは大丈夫かなあ



浅口市社協がお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料や医療費を支払うお手伝いをします。
- 税金や公共料金の支払いなどのお手伝いをします。
- 年金などを受け取るために必要な手続きのお手伝いをします。
- 預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

大切な書類などを預かるお手伝い (書類などの預かりサービス)

- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

○ 預かることができるもの

- ・ 通帳 ・ 年金証書 ・ 実印 ・ 銀行印
- ・ 証書 (保険証、契約書など)

✕ 預かることができないもの

- ・ 骨董品 ・ 貴金属類 ・ 運用が必要な証券 など

通帳や印鑑はどこに置いたかなあ



安全な場所にお預かりします。

どうすればサービスをいただける？ お手伝いを利用するまでの流れ

①相談

浅口市社会福祉協議会
までご相談ください。
秘密は必ず守ります。
(連絡先はページ下)



②訪問

社会福祉協議会の職員
が訪問して、困りごと
を聞き、必要なお手伝
いを一緒に考えます。



③審査

岡山県社会福祉協議会の審査
会で、お手伝い
をして良いかど
うかを決定しま
す。



④契約書・支援計画の作成

ご本人の希望を
確かめて契約書・
支援計画書を作
成します。



⑤契約

ご本人と社会福
祉協議会とで契
約を結びます。



⑥お手伝い開始

生活支援員（社会福祉
協議会職員）が、支援
計画にもとづいてお手
伝いをします。



よろしく
お願いします！

利用料

福祉サービス利用援助

日常的金銭管理サービス

1時間までは**1,100円** + 交通費
(以降30分ごとに**550円**)

書類など預かりサービス

年間**5,000円**

※生活保護受給者は公費負担。

※浅口市社協独自の支援として、年収120万円以下の世帯は全額免除、住民税非課税世帯は半額

こんな方が利用されています（一例）

一人暮らしのAさん（80歳）

介護サービスを使いたいけど、最近物忘れも多く手続
きや契約も一人だと不安なため、地区の民生委員さん
に相談し、このサービスを利用しました。今では、介
護サービスや配食サービスなどを利用し、利用料など
の支払いも手伝ってもらっています。

作業所に通うBさん（45歳）

作業所での給料と障害年金とで生活していますが、
計画的にお金を使うことが苦手です。お金の管理のこ
とを相談支援専門員に相談して、このサービスを利用
しました。定期的に生活費を受け取り、やり繰りを手
伝ってもらうことで貯金もできるようになりました。



社会福祉法人 浅口市社会福祉協議会

- 本 所 浅口市鴨方町鴨方73 TEL.0865-44-7744
- 金光支所 浅口市金光町占見新田751 TEL.0865-42-7308
- 寄島支所 浅口市寄島町16010 TEL.0865-54-3317